

令和4年度

東京都立霊園使用者の募集 申込みのしおり

— 専用申込書・封筒巻末綴じ込み —

申込・受付期間

令和4年
(2022年)

6月15日水～7月4日月

※郵送の場合 令和4年7月4日(月)の消印有効

申込方法

インターネット または 郵送 のどちらか

1 インターネット申込み (スマートフォン可)

都立霊園公式サイト「TOKYO霊園さんぽ」

霊園さんぽ

検索

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>にアクセスしてください。

※通知にかかる送料のご負担がなく「抽選結果通知」等をメールで速やかにかつ確実に受け取りできます。



TOKYO
霊園さんぽ

2 郵送申込み

この「申込みのしおり」巻末の専用申込書および封筒でお申込みください。

※「申込みのしおり」のお受け取りは、お1人様1部のご協力をお願いします。

問い合わせ先

※各区市町村窓口では、申込みに関するお問い合わせの対応はできません。
お問い合わせは、下記の番号にお電話ください。

募集専用番号 TEL.0570-783-802

●受付時間 9:00～17:00

●設置期間 令和4年7月4日(月)まで

※申込期間中は、問い合わせが多くなり電話がつながりにくい場合がございます。

チャットボット



ホームページ
「TOKYO霊園さんぽ」の
みたまちゃんを
クリック or タップ



イメージキャラクター
みたまちゃん

都立霊園の申込みはインターネット申込み又は郵送申込みのどちらかの方法で行ってください。

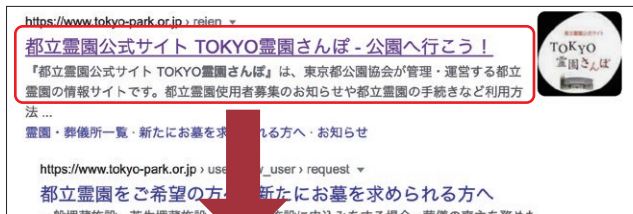
1 インターネット申込みの手順

『霊園さんぽ』で検索

霊園さんぽ

検索

【検索結果】



検索結果内の
広告表示に
ご注意ください！

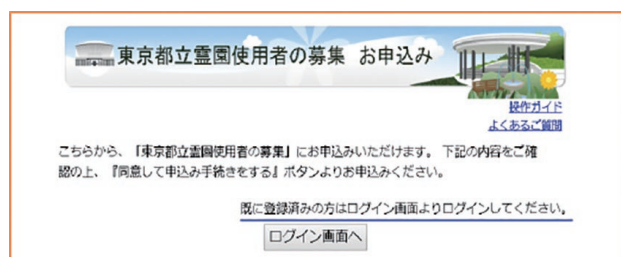
都立霊園公式ホームページ「TOKYO 霊園さんぽ」 <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>



TOKYO 霊園さんぽ

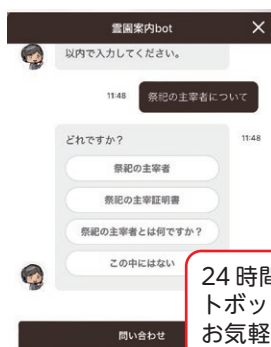


【お申込み画面】



**令和4年7月4日（月）23時59分までに
お申込みを完了してください。**

【チャットボット】



24時間ご質問にお答えするチャットボットを開設しておりますので
お気軽にご利用ください。

2 郵送申込みの手順

郵送申込みの方は、巻末の専用申込書と専用封筒でお申込みください。

①申込用紙は4種類あります。ご希望の施設に該当する1枚の専用申込書をお使いください。

※令和4年度の専用申込書以外は無効となります。

また、各施設に該当する専用申込書以外は無効となりますのでご注意ください。

②記入例を見ながら、ご自身の申込みにあった専用申込書を選択し、必要事項を消えない黒ボールペンでご記入ください。

③専用申込書の右下に63円切手2枚を貼付してください。

④巻末の専用封筒に入れ、封筒の表に84円切手を貼り、ポストに投函してください。

※専用申込書以外のものは絶対に入れないでください。

入っていた場合、申込が無効となる場合がありますので、ご注意ください。

※お申込みはご自身で、内容を良く確認してご投函ください。

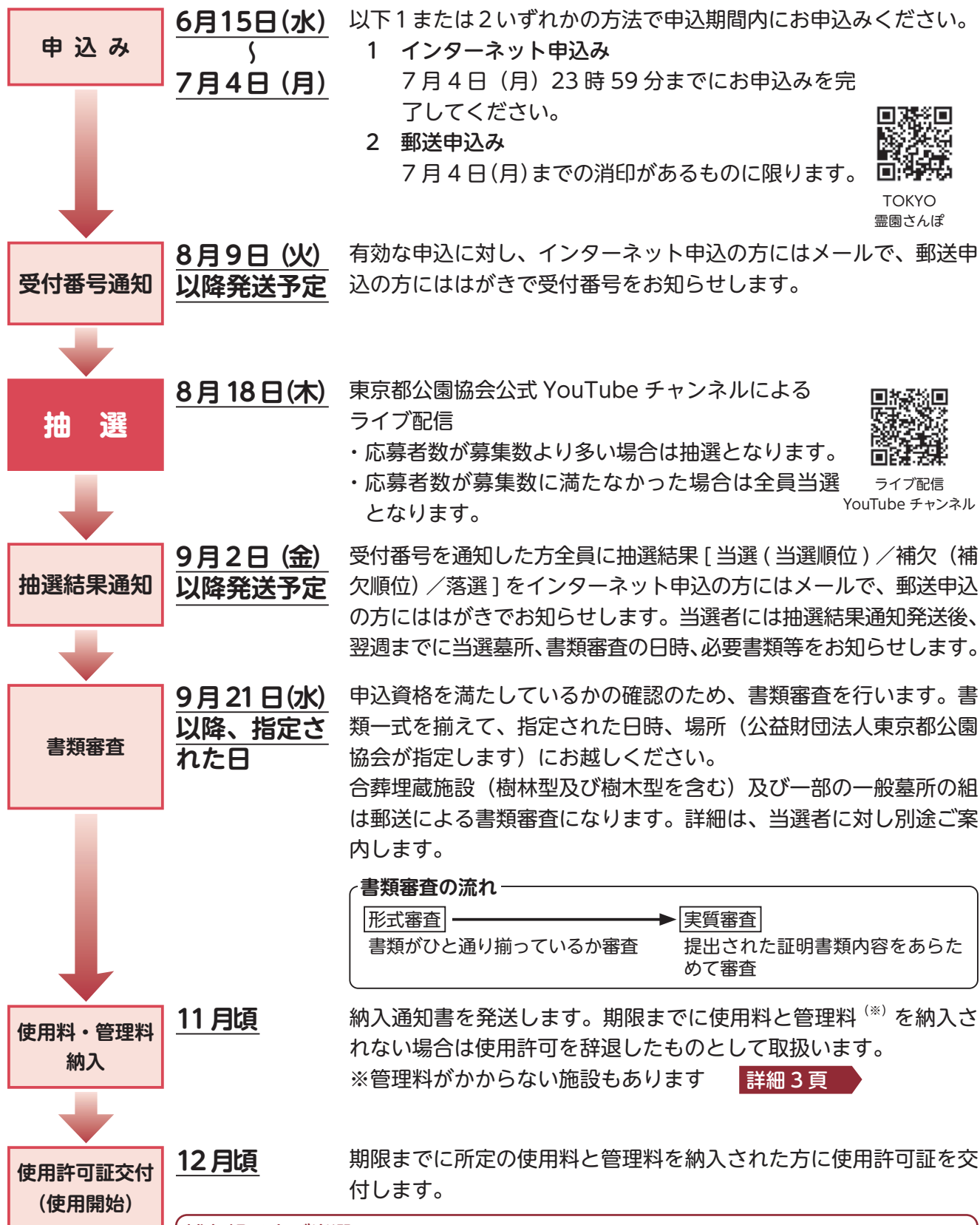
お間違いの場合、いかなる理由があっても無効となります。

令和4年7月4日（月）までの消印があるものに限り受付けます。

●スケジュール（申込から使用開始までの流れ）

詳細 19 頁

新型コロナウイルス感染の影響により、抽選及び繰り上げ当選の取扱いが変更になる場合があります。



補欠繰り上げ当選について

当選された方が申し込み資格を満たさずに失格となった墓所や辞退があった場合に補欠の順位に従ってお知らせします。なお、12月下旬までに繰り上げ当選のお知らせがない場合は、落選となります。次年度以降への繰り越しはありません。

目次

表紙うら前頁

- ・インターネット申込みの手順
- ・郵送申込みの手順
- ・スケジュール（申込から使用開始までの流れ）

・都立霊園募集施設早見表	3
・用語の解説	4
・区分と組について	4

施設（お墓）について

・①一般埋蔵施設	5
・②芝生埋蔵施設	5
・③長期収蔵施設（みたま堂）	5
・④立体埋蔵施設	6
・⑤合葬埋蔵施設	7
・⑥樹林型合葬埋蔵施設	8
・⑦樹木型合葬埋蔵施設	8
・合葬（樹林・樹木含む）埋蔵施設の「体数」と「申し込み可能な組合せ」	9

申込み資格について

・共通の申込資格	10
・申込資格の証明書類	11
・必要書類についての補足	12～16
・申込に伴う注意事項	17
・申込みの取下げ	17
・二重申込にご注意ください	18

お申込み後使用開始までの流れ

・①抽選	19
・②補欠の繰り上げ当選	19
・③書類審査	20
・④使用申請手続き	21
・⑤使用許可証の交付	21
・使用上の注意・制限等【一般墓所施設】	22
・使用上の注意・制限等【芝生墓所施設】	23
・使用者の責務等	23
・昨年度（令和3年度）都立霊園公募受付状況（参考）	24～25

募集の詳細

・フローチャート（参考）	26～59
・Q & A コーナー（参考）	60～61

都立霊園の所在地及び交通機関のご案内

裏表紙

●都立霊園募集施設早見表

令和4年度に募集のある施設のみ

霊園名	施設名	募集数※	居住要件 (継続して)	生前 申込	遺骨		使用料	管理料 (毎年)	募集内容 ページ
					新骨	改葬骨			
多磨霊園	一般埋蔵 	286	都内 5年以上	×	○	×	1,661,400～	あり	26頁
	長期収蔵 (みたま堂) 	62	都内 5年以上	×	○	○	129,000～	あり	36頁
	樹林型合葬埋蔵 	2,220	都内 3年以上	○	○	○	28,000～		54頁・56頁
小平霊園	一般埋蔵 	93	都内 5年以上	×	○	×	1,576,800～	あり	26頁
	芝生埋蔵 	15	都内 5年以上	×	○	×	3,572,000	あり	28頁
	合葬埋蔵 	800	都内 3年以上	○	○	○	56,000～		42頁・46頁・50頁
	樹木型合葬埋蔵 	300	都内 3年以上	×	○	○	191,000～		58頁
八王子霊園	芝生埋蔵 	110	都内 5年以上	×	○	×	1,232,000	あり	28頁
八柱霊園	一般埋蔵 	319	都内または 松戸市 5年以上	×	○	○	351,750～	あり	30頁
	芝生埋蔵 	33	都内または 松戸市 5年以上	×	○	○	872,000	あり	32頁
	合葬埋蔵 	2,000	都内または 松戸市 3年以上	○	○	○	51,000～		40頁・44頁・48頁
青山霊園	一般埋蔵 	55	都内 5年以上	×	○	○	4,628,800～	あり	34頁
谷中霊園	一般埋蔵 	66	都内 5年以上	×	○	○	2,713,500～	あり	34頁
染井霊園	一般埋蔵 	80	都内 5年以上	×	○	○	2,524,500～	あり	34頁
	立体埋蔵 	40	都内 5年以上	×	○	○	628,000		38頁

※合葬埋蔵（樹林型、樹木型含む）の募集数は体数です。

詳細は各施設の募集内容ページ（26頁～59頁）をご覧ください

●用語の解説 ※都立霊園の募集における意味を解説しています

申込者（もうしこみしゃ）

「都立霊園を使用したい」という意思があり、申込みをする方（現在存命の方）のこと。

申込遺骨（もうしこみいこつ）

申込者が祭祀の主宰者として現在守っている遺骨で、なお且つ、埋（収）蔵するために都立霊園の使用を必要としている遺骨のこと。

埋蔵予定者（まいざうよていしゃ）

合葬埋蔵施設（樹林型を含む）で将来都立霊園に埋蔵されることを希望され生前申込みをする方（現在存命の方）のこと。

新骨（しんこつ）

一度も墓所や納骨堂に埋蔵、収蔵されたことのない遺骨のこと。

改葬（かいそう） 改葬骨（かいそうこつ）

改葬とは、墓所や納骨堂に収められた遺骨を他の墓所や納骨堂に移すこと。
改葬骨は改葬される遺骨のこと。

分骨（ぶんこつ）

都立霊園の募集においては、「火葬許可証」又は「改葬許可証」が添付されていない本骨ではない遺骨のこと。

※一般的には「火葬場や墓地で遺骨を複数に分けること」

祭祀の主宰者（さいしのしゅさいしゃ）

申込遺骨に対し以下のような方

- 葬儀の喪主を務めた方
- 法事の施主を務めた方
- 死亡届出人となった方
- 火葬許可の申請を行った方

※一般的には「墓所や仏壇を引き継いで遺骨を守っていく立場にある方」

遺骨 / 遺骨・生前 / 生前（いこつ / いこつせいぜん / せいぜん）

合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の区分

- 遺 骨：現在守っている遺骨のみを申し込む区分
- 遺骨・生前：現在守っている遺骨があり、なおかつ、申込者本人と存命の方（埋蔵予定者）のお墓も必要とお考えの方が申し込む区分
- 生 前：申込者本人及び埋蔵予定者が全員存命の方が申し込む区分

組名（くみめい）

霊園別・施設（一般／芝生／立体／合葬／樹林／樹木／みたま堂）別・規模（墓所の広さ／合葬の体数）別に分類し、アルファベットと数字を組み合わせた名前により表示したもの

例）TA01 組 GA15 組

●区分と組について

- ・都立霊園の募集する施設は、応募条件が同じものを同一のグループにして、11 種類の区分に分けています。さらに施設の種類や施設の規模によって約 70 種類の「組」に分かれています。ご希望や満たしている資格で応募できる「区分」と「組」を見極め、よくご検討の上ご応募ください。
- ・「区分」は申込書の番号（1～4）ではありませんのでご注意ください。

例）36～37 頁 みたま堂

下記の例の「多磨霊園みたま堂」は申込区分「3」ですが申込書①を使用します



申込書 ① を使用	多磨霊園みたま堂（長期収蔵施設）	申込区分 3
△ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。 △分骨による申込みはできません。		
組 名	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）
管 理 料（年 1 回）（円）	備 考	

施設（お墓）について

◆ 令和 4 年度に募集する施設一覧は 7 種類となります ◆

①一般埋蔵施設

1 特色

- （1）一般的な平面形式の墓地です。区画割りし直して再貸付していますので、墓所の大きさや形、園路に面する方角などは様々です。又、地固め、根切りなどの整地工事が必要になります。
- （2）遺骨申込のみです（生前申込は、できません）。
- （3）墓石・カロート（納骨室）・囲障等は使用者負担で設置してください。 **詳細 22 頁**
- （4）毎年管理料の支払いが必要です。

2 納骨について

申込遺骨は使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。

・多磨霊園／小平霊園

詳細 26 頁

・八柱霊園

詳細 30 頁

・青山霊園／谷中霊園／染井霊園

詳細 34 頁



詳細 23 頁

②芝生理蔵施設

1 特色

- （1）一面芝生の平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。再貸付施設です。
- （2）遺骨申込のみです（生前申込は、できません）。
- （3）カロート（納骨室）は設置されていますが、墓石は使用者負担で設置できます。
- （4）カロートの改造、囲障や卒塔婆立ての設置等はできません。 **詳細 23 頁**
- （5）毎年管理料の支払いが必要です。

2 納骨について

申込遺骨は使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。

・小平霊園／八王子霊園

詳細 28 頁

・八柱霊園

詳細 32 頁



詳細 23 頁

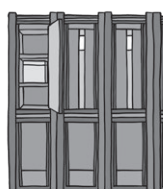
③長期収蔵施設（みたま堂）

1 特色

- （1）ロッカー形式の納骨堂です。6 体用、4 体用、2 体用（骨壺 1 つを 1 体と数えます）の 3 種類です。
- （2）遺骨申込のみです（生前申込は、できません）。
- （3）使用期間は 30 年間です、使用期間満了後はご遺骨をお引き取りいただきます。ただし更新は可能です。更新時にはあらためて使用料が必要となります。
- （4）毎年管理料の支払いが必要です。

2 納骨について

- （1）ご使用の収蔵施設（ロッカー）の前まで行って納骨に立ち会うことができます。
- （2）申込遺骨は使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。 **詳細 23 頁**



3 参拝方法

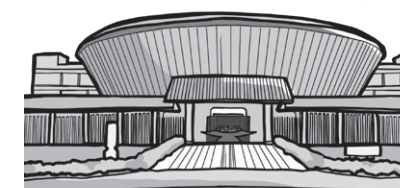
- （1）焼香や献花は、みたま堂施設正面に設けられた参拝場所で行っていただきます。
- （2）霊堂ホールでの参拝も可能です。（9 時～17 時※冬季 10 月～2 月は 9 時～16 時半）ただしホール内での読経、焼香、献灯、献花、供物、飲食はできません。

4 その他

- （1）ロッカーには家名板を設置することができます。

・多磨霊園みたま堂

詳細 36 頁



④立体埋蔵施設

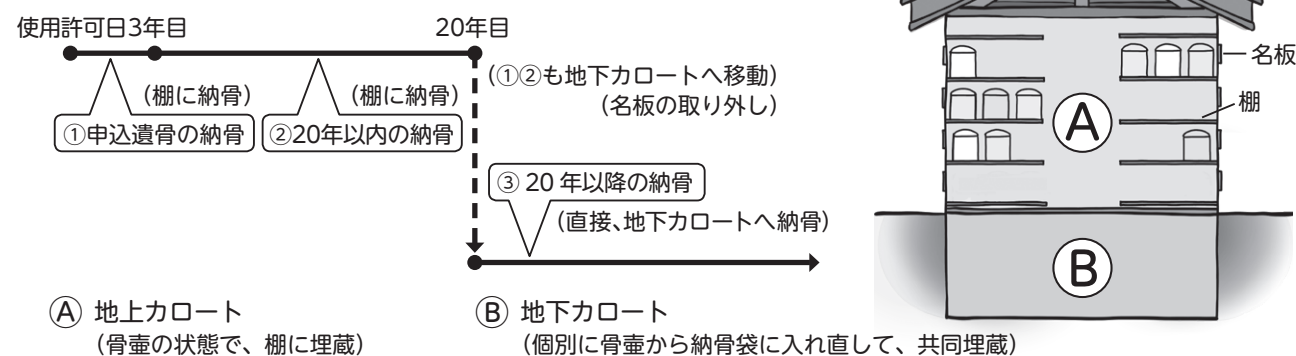
1 特色

- (1) 埋蔵できる遺骨は3体までです（申込遺骨は1体です、使用者になられた後に他の遺骨も埋蔵できます）。
- (2) 親族によるお墓の管理が不要です、管理料はかかりません。
- (3) 遺骨申込のみです（生前申込は、できません）。
- (4) 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- (5) 施設に備え付けの名板・墓誌に刻字をすることができます（有料）。
名板には使用者の家名、被埋蔵者名、生年、没年を刻字できます（使用許可日から20年経過後に取り外します）。

2 納骨について

- (1) 使用許可日から起算して20年間、地上のカロート（納骨室）に埋蔵し、その後は地下カロートに共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつの骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。
使用許可日から20年を過ぎると納骨したご遺骨は共同埋蔵され改葬や自宅への引き取りはできません。
- (2) 申込遺骨以外は使用許可日から20年過ぎても納骨できます。ただし、その場合は最初から地下カロートへ納骨になります。
- (3) 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。
使用者や親族等がカロート内に立ち入ることはできません。
- (4) 申込遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。 **詳細 23 頁**

立体埋蔵施設への納骨イメージ



3 参拝方法

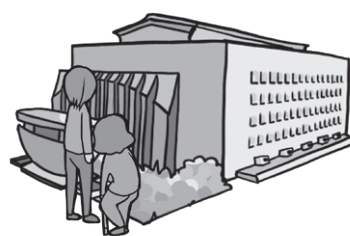
- (1) 焼香や献花は、全体献花台で行っていただきます。
- (2) カロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 毎年10月1日（都民の日）に、埋葬者に対し花を供える献花式（予定）を行います。

4 その他

- (1) 骨壺は幅・奥行きとも25cm以内、高さ28cm以内で不朽性のものとしていただきます。
- (2) 共同埋蔵後、遺骨を納めてあった骨壺等は返却できません。

・ 染井霊園（立体埋蔵施設）

詳細 38 頁



⑤合葬埋蔵施設

1 特色

- (1) 個人（1体用）、又は夫婦・親子・兄弟姉妹（2体用・3体用）で申込みできるお墓です。
詳細 9 頁
- (2) 生前に申し込むこともできます。
- (3) お墓を継ぐ人がいない方も申込できます。（親族によるお墓の管理が不要です、管理料はかかりません）
- (4) 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- (5) 小平霊園には石製墓誌が設置されており、遺骨名を刻字することができます（有料）。
八柱霊園は石製墓誌は設置していませんが、電子式（タブレット端末）の墓誌を管理事務所及び合葬埋蔵施設に設置しており遺骨名を登録することができます（無料）。



2 埋蔵方法

一定期間後、共同埋蔵
・ 使用許可日から起算して20年間、地下にあるカロート（納骨室）に骨壺の状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵室に共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。 ・ 生前申込みの場合は、使用許可日から起算して20年間、骨壺のまま保管する場所を確保してあります。 ・ 使用許可日から20年過ぎて納骨する場合は、最初（埋蔵時）から共同埋蔵になります。 合葬埋蔵施設地下1階カロート
直接共同埋蔵
・ 納骨後、速やかに共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体ずつの骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。 合葬埋蔵施設地下2階カロート (共同埋蔵室)



3 納骨について

- (1) 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。
使用者や親族等がカロート内に立ち入ることはできません。
- (2) 埋蔵した遺骨はお返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
- (3) 共同埋蔵後、遺骨を納めてあった骨壺等は返却できません。
- (4) 「遺骨」「遺骨・生前」区分の遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。（生前申込みの方は使用許可日から3年以内の納骨期限はございません） **詳細 23 頁**

4 参拝方法

- (1) 焼香や献花は、施設正面に設けられた参拝広場にある献花台で行っていただきます。
- (2) カロート内に立ち入ることはできません。
- (3) 毎年10月1日（都民の日）に、埋葬者に対し花を供える献花式（予定）を行います。



・ 八柱霊園合葬埋蔵施設

詳細 40 頁・44 頁・48 頁

・ 小平霊園合葬埋蔵施設

詳細 42 頁・46 頁・50 頁

5 その他

- (1) 骨壺は幅・奥行きとも25cm以内、高さ28cm以内で不朽性のものとしていただきます。
- (2) 骨壺でお持ちいただく場合は風呂敷等の布で包んでお持ちください。

【合葬埋蔵施設の一定期間後共同埋蔵募集について】

2023～2027年度：多摩霊園、2028～2032年度：小平霊園でそれぞれ実施予定です。
各年度の募集体数は未定です。

⑥樹林型合葬埋蔵施設

1 特色

- 遺骨を骨壺から出して1体ずつの骨袋に入れ替えて、直接、土に触れるかたちで埋蔵します。
- お墓を継ぐ人がいない方も申込できます。（親族によるお墓の管理が不要です、管理料はかかりません）
- 2体用で申し込む場合は2体の関係は「夫婦」「親子」「兄弟姉妹」に限ります。 [詳細 9 頁](#)
- 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。
- 墓誌は設置しません。

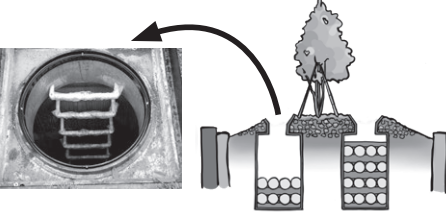
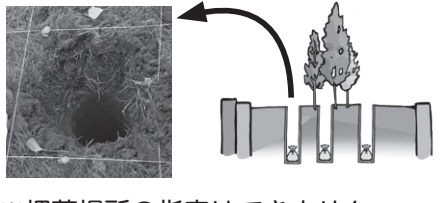
2 納骨方法

- 遺骨の埋蔵は、管理事務所で納骨手続きが終了した後に職員が行います。埋蔵に立ち会うことはできません。
- 埋蔵した遺骨はお返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
- 遺骨を納めてあった骨壺等は返却できません。
- 埋蔵場所を指定することはできません。納骨手続きが終了した順番に共同埋蔵を行います。
- 申込遺骨は使用許可日から3年以内に納骨する必要があります。 [詳細 23 頁](#)
（樹林型の生前申込の方は使用許可日から3年以内の納骨期限はございません）

3 参拝方法

- 焼香や献花は、施設内に設けられた献花台で行っていただきます。
- 毎年5月4日（みどりの日）に、埋葬者に対し花を供える献花式（予定）を行います。
- 毎月決められた一日をこの施設の閉鎖日とします。この日は参拝できませんのであらかじめ管理事務所にご確認ください。

4 樹林型と樹木型の違い

	埋蔵方式	生前申込	粉状遺骨※	霊園
樹林型	【共同埋蔵】 樹林の下に設置された共同埋蔵施設（カロート）に遺骨を1体ずつ土に触れるかたちで共同埋蔵（遺骨を骨壺から出して1体用の骨袋に入れ替えて合わせ葬ること）します。  ※埋蔵場所の指定はできません	○	①「遺骨」 ②「粉状遺骨」 両方を募集 （使用料が異なります） ※小平霊園の樹林型の募集はありません。	多磨霊園 樹林型合葬埋蔵施設 詳細 56 頁
樹木型	【個別埋蔵】 樹木の周辺に1体ずつ遺骨を土に触れるかたちで骨壺から出して1体用の骨袋に入れ替えて埋蔵します。  ※埋蔵場所の指定はできません	×	粉状遺骨でも可 ただし使用料は変わりません	小平霊園 樹木型合葬埋蔵施設 詳細 58 頁

※粉状遺骨とは…パウダー状にさせていただきます



⑦樹木型合葬埋蔵施設

●合葬（樹林・樹木含む）埋蔵施設の「体数」と「申し込み可能な組合せ」

【合葬埋蔵施設】



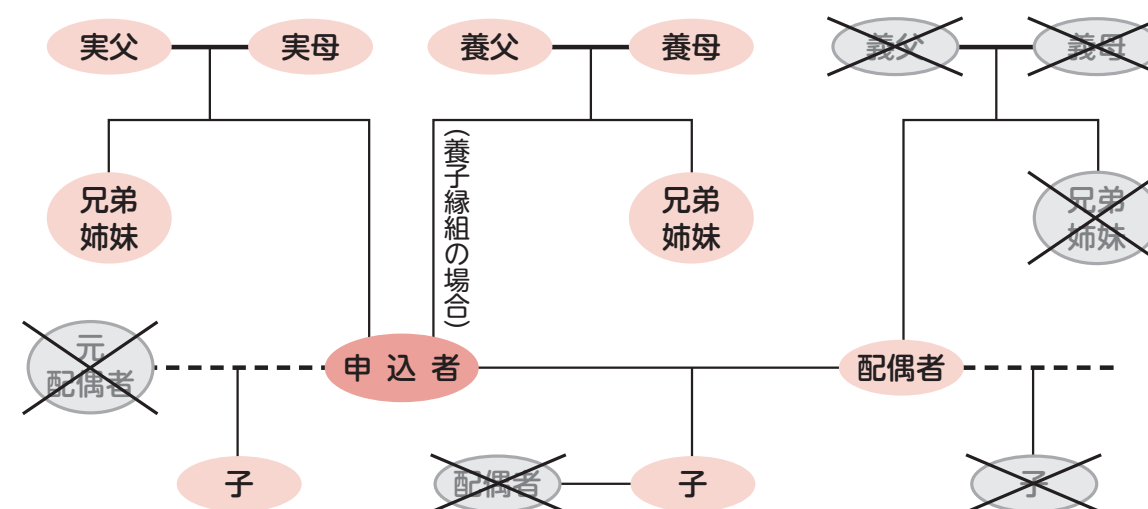
組合せ	体数	申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係	その他条件
遺骨のみ	1体	申込者が遺骨の祭祀の主宰者であること	
	2体	申込者が2体の申込遺骨の祭祀の主宰者でありかつ、遺骨同士が、夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	
遺骨・生前	2体 3体	申込者は申込遺骨（埋蔵予定者を含む）と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	1体は遺骨であり埋蔵予定者に申込者が含まれること 存命者は、全員居住要件を満たすこと
生前	1体	申込者本人であること	
	2体 3体	申込者は埋蔵予定者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること 全員居住要件を満たすこと

【樹林・樹木型埋蔵施設】



組合せ	体数	申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係	その他条件
遺骨のみ （樹林・樹木型共通）	1体	申込者が遺骨の祭祀の主宰者であること	
	2体	申込者が2体の申込遺骨の祭祀の主宰者でありかつ、遺骨同士が、夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	
遺骨・生前 （樹林型のみ）	2体	申込者は申込遺骨と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること
生前 （樹林型のみ）	1体	申込者本人であること	
	2体	申込者は埋蔵予定者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること 全員居住要件を満たすこと

●合葬埋蔵施設の「遺骨・生前申込」「生前申込」における、申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）の関係図



※夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係は民法の規定に定めるところによる。

※申込者からみて配偶者の親等義理の関係では、申込みはできません。

申し込み資格について

●共通の申込資格

ご希望の施設の詳細説明のページ（26 頁～ 59 頁）の申込資格を必ず確認してください。

1 「1 人＝1 遺骨＝1 墓所」インターネット申込み・郵送申込みどちらかひとつの方法でのお申込みになります。
・ただし、合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）は、1 人 1 申込みで複数遺骨（埋蔵予定者含む）のお申込みが可能です。
・二重申込にご注意ください。 **詳細 18 頁**

2 東京都民の方に限ります。
・申込期間満了日（令和 4 年 7 月 4 日）時点で都内に継続して 5 年以上、合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）は 3 年以上継続して住んでいること、その期間をつなげて証明できることが必要です。
ただし、八柱霊園の申込者について東京都民の方以外に松戸市民の方も含まれます。

必要書類のご案内：
2 居住要件の証明書類

3 申込み遺骨から見て、親族（6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族）である方。
・上記の親族とは、民法 725 条によります。

必要書類のご案内：
3 親族関係の証明書類

4 現在守っている遺骨がある方（生前申込の場合を除きます）
・自宅に安置している方
・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方（「所定の場所保管」となった遺骨での申込みを除く）
・お寺、公営や民営の墓地などに埋（収）蔵している方（改葬骨での申込遺骨を認めている区分のみ）
・分骨は認められません。

必要書類のご案内：
4 遺骨の証明書類

5 申込み遺骨の祭祀の主宰者であること
・葬儀の喪主を務めた方
・法事の施主を務めた方
・死亡届出人となった方、火葬許可申請者となった方
※合葬埋蔵施設の遺骨・生前区分を除く

必要書類のご案内：
5 祭祀の主宰の証明書類

6 現在都立霊園（一時収蔵施設以外）の使用者になっている方のお申込みについて
①多磨（長期収蔵施設を除く）、小平、八王子霊園の申込みはできません。
②現在使用中の墓所を東京都に返還（施設返還）する（使用許可を受けた日から 180 日以内に原状回復すること）ことが条件です。
③合葬埋蔵施設（樹林型・樹木型を含む）の申込みは、既に使用許可を受けていない別の遺骨（埋蔵予定者を含む）で申込み場合は施設返還の必要はありません。

詳細 26 頁～ 59 頁

●申込資格の証明書類

これらの書類は、当選後の書類審査（9 月）で提出して資格について証明していただきます。



		証明書類（例）	発行場所・お問い合わせ	詳細
		印鑑登録証明書（原本） ※令和 4 年 7 月 4 日以降発行の原本	お住まいの役所（区市町村）	
2 居住要件	①★	住民票（本籍記載のもの） ※令和 4 年 7 月 4 日以降発行の原本	お住まいの役所（区市町村）	12 頁
	②	住民票の除票 ※転居をしている場合	以前にお住いの役所（区市町村）	
	③	戸籍の附票 ※転居をしている場合	本籍地の役所（区市町村）	
3 関係の遺骨との	①★	戸籍（除籍）謄本（原本） ※戸籍全部事項証明書	本籍地の役所（区市町村）	16 頁
	②★	外国人登録原票 ※外国人の親族関係等の証明	外国人在留支援センター（FRESC） 情報システム管理室出入国情報開示係	13 頁
4 ※いずれか一つ	①★	火葬許可証	骨箱に骨壺と一緒に保管されていることが多いです（死亡届時に発行済み）	13 頁
	②	都立霊園一時収蔵施設使用許可証	都立霊園管理事務所（許可時に発行済み）	
	③★	都立霊園遺骨引渡証明書	都立霊園管理事務所（引渡時に発行済み）	13 頁
	④★	埋蔵（葬）証明書 又は 収蔵証明書	遺骨が埋蔵（収蔵）されている施設の墓地管理者	14 頁
5 ※いずれか一つ	①★	葬儀一式の領収書	葬儀社	15 頁
	②★	会葬礼状		15 頁
	③★	葬儀執行証明書	葬儀社	15 頁
	④★	法要証明書（寺院等の証明書）	寺院等	16 頁
	⑤★	申込遺骨の戸籍（除籍）謄本（原本） ※戸籍全部事項証明書	本籍地の役所（区市町村）	16 頁
	⑥★	火葬許可証	骨箱に骨壺と一緒に保管されていることが多いです（死亡届時に発行済み）	13 頁

★の書類は次ページ以降で詳しく解説します



希望の施設の申込資格を全て満たし、証明書類を提出できる方のみ、申し込み可能です。

2-①住民票

申込者は、申込期間満了日（令和４年７月４日）において、都内に継続して５年以上、合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）の場合は継続して３年以上居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

なお、八柱霊園の申込者は、都内又は松戸市に継続して５年以上、八柱霊園合葬埋蔵施設の場合は継続して３年以上居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

居住要件の期間内に都内で転居している場合（八柱霊園の申込者は、都内及び松戸市内で転居している場合）、書類審査の際に「住民票の除票」が必要になります。その場合、現在居住の区市町村の住民票に加え前住所の区市町村で「住民票の除票」を発行してもらってください。

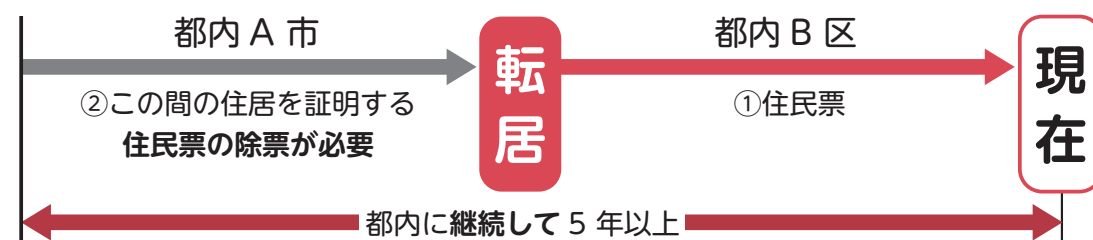
※合葬埋蔵施設（樹林型を含む）では、存命の埋蔵予定者も申込者同様に居住要件を満たしている必要があります。

※居住要件の期間内に都内で複数回転居している場合（八柱霊園の申込者は、都内及び松戸市内で転居している場合）は、現在の居住地の住民票に加えそれらの 全ての居住地の「住民票の除票」が必要です。

※住民票の除票で証明できない場合、「戸籍の附票」でも証明できる場合があります。

例 1)

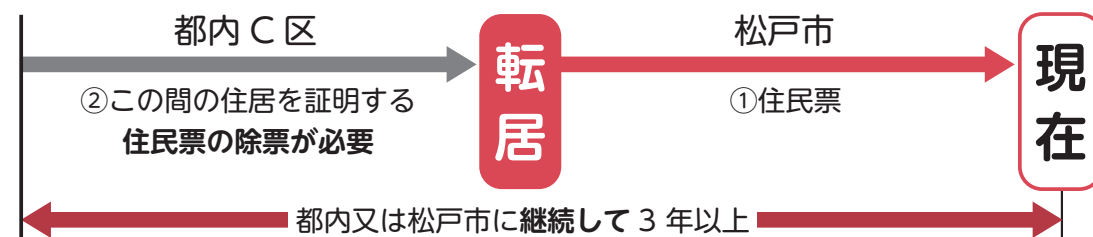
多磨霊園一般埋蔵施設を申込む方で、5年の間（2017年（平成29年）7月5日以降）に都内A市から都内B区に転居し、現在に至る場合



- ①現在居住の都内 B 区で住民票を発行してもらいます。
- ②都内 A 市で「住民票の除票」を発行してもらいます。
- ③書類審査時に ①都内 B 区の住民票と ②都内 A 市の「住民票の除票」をそろえて提出してください。

例 2)

八柱霊園合葬埋蔵施設を申込む方で、3年の間（2019年（令和元年）7月5日以降）に都内C区から松戸市に転居し、現在に至る場合



- ①現在居住の松戸市で住民票を発行してもらいます。
- ②都内C区で「住民票の除票」を発行してもらいます。
- ③書類審査時に①松戸市の住民票と②都内C区の住民票の除票をそろえて提出してください。

3-①戸籍謄本のサンプル

16 頁

3-②外国人登録原票

親族関係等を証明する場合、外国人の方は「外国人登録原票」により証明していただくことになります。「外国人登録原票」はご本人が直接法務省に開示請求し、取得することになっています。

開示請求の詳細は、以下でご確認ください。

外国人在留支援センター（FRESC）情報システム管理室出入国情報開示係

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F

電話：03-5363-3005

窓口 / 電話受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝・年末年始は休庁）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/kaiji_release.html

※居住要件については、2012年（平成24年）7月9日から外国人の方についても区市町村において住民票が発行されることになりましたので、住民票により証明することができます。

※「外国人登録原票」については、発行まで期日がかかることがあります。審査書類を期日までに提出する必要があるため当選後は速やかに取得していただきますようお願いいたします。



出入国情報開示係

4-① 5-⑥ 火葬許可証

第999号

死亡者の本籍	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地
死亡者の住所	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地X
死亡者の氏名	協会一郎
性別	男
出生年月日	昭和11年10月27日
死因	その他
死亡年月時	令和2年8月1日午後10時50分
死亡の場所	東京都〇〇市××区11番15号
火葬の場所	東京都〇〇市 ■■火葬場
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	協会令子 妻

令和2年〇月〇日 東京都〇〇市長 東京 市子 印

死火火(埋)葬許可証

※注意※ 「火葬証明書」では証明書類として認められません。

申込遺骨名

申請者が申込者である協会令子さんになっています。

4-③ 遺骨引渡証明書

遺骨引渡証明書			
死 亡 者 の 本 籍	東京都〇〇区〇〇		
死 亡 者 の 住 所	東京都〇〇区〇〇1-1-1		
死 亡 者 の 氏 名 及 び 性 別	東京 太郎	性別	男・女
死 亡 年 月 日	明・大・昭(平) 令 △年 △月△△日		
埋 蔵 又 は 火 葬 の 場 所	〇×〇×〇×〇		
埋 蔵 又 は 火 葬 の 年 月 日	明・大・昭(平) 令 △ 年 〇月〇△日		
遺 骨 が 埋 蔵 又 は 取 蔵 さ れ て い た 施 設 名 ・ 使 用 者 番 号 ・ 使 用 者 名	所 定 の 場 所 保 管		
埋 蔵 又 は 取 蔵 の 期 間	〇×年 〇月△×日～ ××年 △月〇×日		

「所定の場所保管」の記載がある場合はその遺骨でのお申し込みは八柱霊園の合葬埋蔵施設に限られます。

イメージ図

4－④埋蔵（葬）証明書・収蔵証明書

申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に埋蔵（葬）・収蔵証明書が必要となります。埋蔵（葬）・収蔵証明書は下記の施設を申込まれた方の遺骨の証明書類として有効です。

八柱・青山・谷中・染井霊園一般埋蔵施設／八柱霊園芝生埋蔵施設／多磨霊園みたま堂
染井霊園立体埋蔵施設／八柱・小平霊園合葬埋蔵施設／多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設／小平霊園樹木型合葬埋蔵施設

<注意事項>

- 1 埋蔵（葬）・収蔵場所が遠方の場合、証明書の取得に時間がかかることが予想されます。当選後速やかにご準備ください。
- 2 様式は、下記の作成例①②に示した事項が記載されているものであれば、縦書き・横書きを問いません。
- 3 死亡者氏名（本名）は、戸籍上の文字で正確にご記入ください（戒名不可）。
- 4 証明書の証明印は、宗教法人として登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。
- 5 書類審査時に提示していただく際には、この証明書の証明印にかかる印鑑登録証明書を場合により提出（提示）していただくことがあります。
- 6 証明書の写しや遺骨を預けたときの領収書等は、証明書の代わりにはなりません。
- 7 個人墓地又は共同墓地の場合は、下記作成例②のように当該地が墓地であることを市区町村長等から埋蔵（葬）証明書の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらうことが必要となります。
- 8 多磨霊園・小平霊園・八王子霊園の一般墓所の申込資格は、申込遺骨（新骨）をお持ちの方のみとなりますので埋蔵（葬）・収蔵証明書では遺骨の証明書類として取り扱いできません。
- 9 都立霊園の一時収蔵施設に預けている遺骨のうち、必要な更新手続き等を行わず、1 か月以内に遺骨の引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。

詳細 13 頁

<作成例 ①>

・寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書	
申請者住所	新宿区歌舞伎町 2-44-1-306
氏 名	霊園 桜（遺骨からみた続柄）長女
1 死亡者氏名（本名）	庭園 梅子
2 死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記 庭園梅子 様のご遺骨を当院の墓地（納骨堂）に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
寺院名 宗教法人	△△寺
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
代表役員	〇〇 〇〇 (代表者印又は法人印)

<作成例 ②>

・個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書	
申請者住所	新宿区歌舞伎町 2-44-1-203
氏 名	協会 太郎（遺骨からみた続柄）長男
1 死亡者氏名（本名）	協会 一郎
2 死亡年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記 協会一郎 様のご遺骨を〇〇市〇〇町〇〇番地の個人（共同）墓地に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
墓地管理者	〇〇 〇〇（墓地管理者印）
〇〇市〇〇町〇〇番地は墓地であることを証明する。 市区町村長又は保健担当部署の長の印（公印）	

5－①葬儀一式の領収書

宛先が申込者名となっているもの

〇葬儀一式の領収書

No.123456789

領 収 書

平成 22 年 4 月 5 日

協会 太郎 様

金 840,000 円

故 協会 一郎 様 御 葬 儀 代 として
上記正に領収致しました。

収入印紙 印

新宿〇〇葬儀社(株)
新宿区歌舞伎町〇〇
電話:〇〇-〇〇〇〇-〇〇

申込遺骨名

※「御葬儀代」以外では認められません。

イメージ図

5－②会葬礼状

申込遺骨名

故母〇〇〇〇の葬儀に際しましてはご多忙中にも拘わらず遠路わざわざ御申問御会葬くだされ、そのうえお心のこもる御香資をいただき有難く御礼申し上げます。
早速お伺いの上御挨拶申し上げますが略儀ながら書面にて真心より御礼申し上げます。
平成〇〇年〇月〇日

東京都〇〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇番〇号

申込者名が喪主として記載されているもの

喪主 〇 〇 〇 〇

親 〇 〇 〇 〇

戚 〇 〇 〇 〇

同 〇 〇 〇 〇

※喪主様が連名となっている場合は別途書類を提出していただく場合があります。

イメージ図

5－③葬儀執行証明

葬儀執行証明書

葬儀年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

故人名 東京 庭子 様

喪主氏名 東京 公子 様

上記のとおり葬儀を執行した事を証明いたします。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

証明者 〇〇 〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申込者の東京公子さんが、東京庭子さんの葬儀の喪主であることを証明する書類の例です。

申込遺骨名

申込者名

社判

社判もしくは法人印が必要です。個人印では認められません。

イメージ図

5-④法要証明書

法要証明書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に、
故 東京 太郎の〇回法要を
施主 東京 花子が執り行ったことを
証明します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

寺院名 宗教法人△△寺
所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地
代表役員 〇〇 〇〇
(代表印または法人印)

印

申込者の東京花子さんが、
申込遺骨の東京太郎さんの法事の施主である
ことを証明する書類の例です。

申込遺骨名

申込者名

代表印または法人印が
必要です。

イメージ図

3-①5-⑤戸籍謄本

(1の1)		全部事項証明
本 籍	東京都〇〇市〇〇町〇〇丁目△番地	
氏 名	協会 一郎	
戸籍事項	【改正日】平成14年7月27日	
戸籍改製	【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改正	
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和11年10月27日 【父】協会太一 【母】協会花子 【続柄】長男	申込遺骨である協会一郎さんは死亡のため除籍されています。
除 籍		
身分事項	出 生 【出生日】昭和11年10月27日 【出生地】神奈川県■■市〇〇区 【届出日】昭和11年10月30日 【届出人】父 婚 姻 【婚姻日】昭和33年12月15日 【配偶者氏名】公園令子 【従前戸籍】神奈川県■■市〇〇区△△町1番地 協会太一 死 亡 【死亡日】令和2年8月1日 【死亡時分】午後10時50分 【死亡地】東京都〇〇市 【届出日】令和2年8月3日 【届出人】親族 協会令子	【申込遺骨と続柄を証明する場合】 申込遺骨の配偶者氏名が 申込者である協会令子さん (旧姓:公園)になっています。 死亡事項
戸籍に登録されている者	【名】令子 【生年月日】昭和13年6月10日 【父】公園春夫 【母】公園アキ子 【続柄】二女	【祭祀の主宰の証明をする場合】 申込遺骨の死亡届出人が 申込者である協会令子さんになっ ています。
身分事項		

イメージ図

●申込に伴う注意事項

- 1 申込み後は、「申込組名」、「申込者」、「申込遺骨名」の変更・訂正は一切できません。
 - 2 分骨による申込みはできません。
 - 3 申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかとなった場合は、失格となります。
 - 4 申込みは、インターネット申込み・郵送申込みどちらかの方法で、資格のある方1人（1世帯）1か所限りです。
 - 5 一度受理した申込書は、原則的にお返しできません。
 - 6 令和4年度の専用申込書以外による申込みは無効です。
 - 7 専用封筒の中には、申込書以外のものを絶対に入れないでください。なお、誤って申込書に同封された書類は審査には用いず、公益財団法人東京都公園協会により責任廃棄させていただきます。
 - 8 氏名に常用漢字以外の漢字が含まれる場合、類似の常用漢字に置き換えて取扱うことがありますのでご了承ください。
 - 9 都立霊園の一時収蔵施設に預けている遺骨のうち、必要な更新手続き等を行わず1か月以内に遺骨の引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは「八柱霊園合葬埋蔵施設」に限られます。
 - 10 毎年、当選された方で親族の了解がとれず、辞退される方がいらっしゃいます。このようなご辞退は、希望者が多い中、他の方の墓地使用の機会を妨げる要因となりますので、事前に親族間で十分にお話し合いのうえ、申込んでください。
 - 11 二重申込にご注意ください。幅広く都民の方に均等に応募の機会を設けるため二重申込については厳正に確認作業を実施しています。いかなる理由であっても受付できません。 **詳細 18 頁**
- ※多磨・小平・八王子霊園は新骨のみの申込となります
- ※都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は、石材店等とは、一切関係ありません
- ※第三者の関与により申込みが有利になることは、ありません。

【実際に失格になった例】

- ・東京都内の居住年数が数日不足していた。
- ・2人用で生前申込を行ったが、1人は居住年数が不足していた。
- ・昨年度の申込書を使って申し込んだ。
- ・遺骨名を間違えて記載して申し込んだ。
- ・書類審査期限内に必要な書類を用意できなかった。
- ・祭祀の主宰者ではなかった、又は祭祀の主宰者であることを指定された書類で証明できなかった。
- ・期限内に使用料及び管理料（一般墓所のみ）を納入することができなかった。
- ・多磨霊園の一般墓所を改葬骨で申し込んだ。

●申込みの取下げ

誤って二重申込みされたことに気づかれた方のために、「申込みの取下げ期間」を設けています。
下記の期間中、取下げ受付窓口に必要な書類等を持参してください。

- 1 取下げ受付期間
令和4年7月4日（月）～令和4年7月8日（金）9時～17時
- 2 取下げ受付窓口
公益財団法人東京都公園協会霊園課（住所：裏表紙参照）
- 3 必要書類等
 - ①取下申請書（上記、窓口にあります。）
 - ②申込者の実印
 - ③申込者の印鑑登録証明書（令和4年4月9日以降発行のもの）

※電話や手紙による取下げ申請はできません。必要書類等に不備があった場合、申請は無効になります。

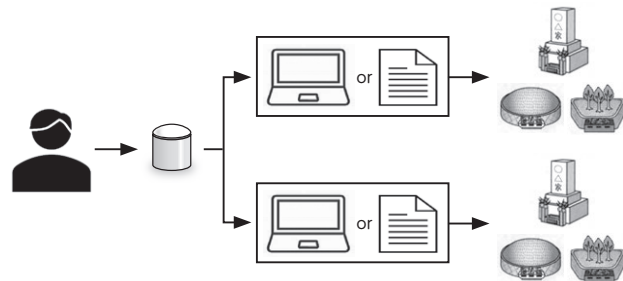
5-⑥火葬許可証のサンプル

13 頁

●二重申込にご注意ください

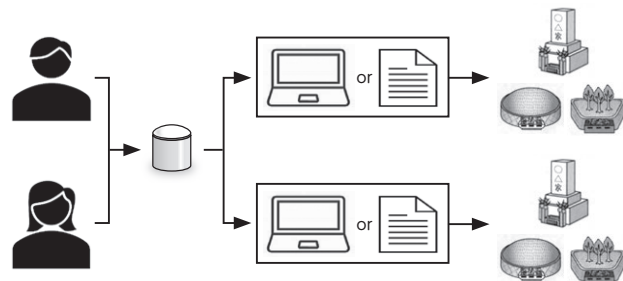
次のような場合はすべて
二重申込のため無効となります

× 同一人が同一遺骨で複数の申込



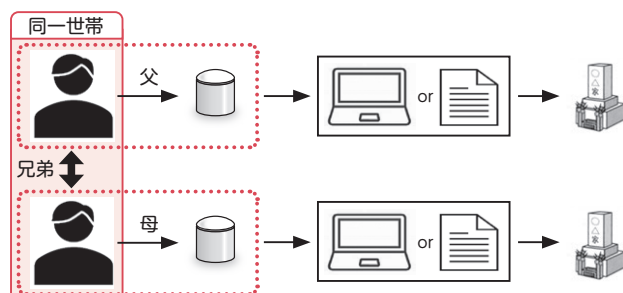
- 例 1) 父の遺骨で多磨霊園の TA01 組 TA05 組に申し込んだ
例 2) 同一人がインターネットと郵送の両方で申し込んだ

× 複数人が同一遺骨で同一または複数の申込



- 例 5) 兄弟姉妹が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ
例 6) お墓の相談をした石材店が本人に確認せず申し込みを代行し、また本人も確認せず申込みをした

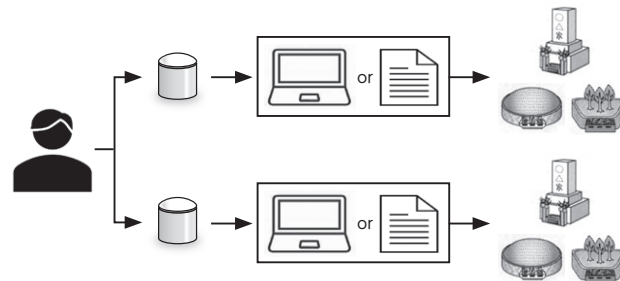
× 同一世帯で複数人が申込 ※合葬埋蔵施設を除く



- 例 9) 兄が父の遺骨で八王子霊園の HA01 組に
同一世帯の弟が母の遺骨で八柱霊園の YH01 組に
申し込んだ

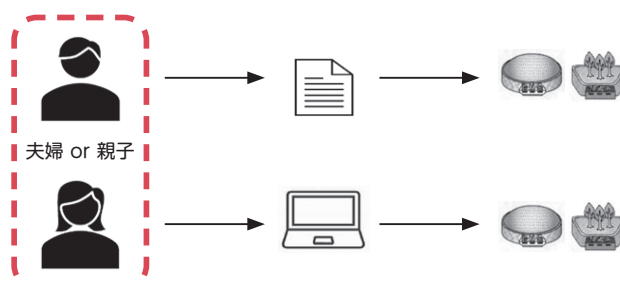


× 同一人が複数遺骨で複数の申込



- 例 3) 父の遺骨で多磨霊園の TA01 組を
母の遺骨で八柱霊園の YH03 組に申し込んだ
例 4) 合葬埋蔵施設の遺骨申込区分と
遺骨生前申込区分の両方を同一人が申し込んだ

× 複数人が同一人の生前申込



- 例 7) 夫婦それぞれが申込者となりお互いを埋蔵予定者で
生前 2 体用に申し込んだ
例 8) 親が自分のために郵送で申し込み
さらに子が親の名前でインターネットから申し込んだ

抽選が有利になると認められるケースとは…

一般埋蔵施設の場合、法律で定められた親族の範囲（配偶者、血族 6 親等、姻族 3 親等）であれば埋蔵が可能です。
例 10 のケースでは、夫が当選、妻が落選した場合でも妻の両親の遺骨を夫の当選した墓所に埋蔵が可能です。
したがって夫婦それぞれが別々の遺骨で申し込みを行った場合でも抽選確率を上げ有利になると認められ、失格（無効）となります。

お申込み後使用開始までの流れ

①抽選

1 受付番号通知

有効な申込みに対し、令和 4 年 8 月 9 日（火）以降、受付番号をインターネット申込みの方はメールで、郵送申込みの方はハガキでお知らせします。通知後、受付状況（倍率）の発表をインターネット（都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』）などで行います。



TOKYO 霊園さんぽ

2 抽選

応募者数が、募集数より多い場合は抽選となります。受付番号の中から当選者（使用予定者）及び当選順位、補欠者及び補欠順位を抽選で決定します。応募者数が募集数に満たなかった場合は全員当選となります。抽選会は無観客で実施いたします。

【期 日】 令和 4 年 8 月 18 日（木）

【視聴方法】 東京都公園協会公式 YouTube チャンネル

【抽選方法】 一連番号方式（※ 1）による抽選を行います。抽選番号の桁ごとに数字（0～9 の数字）が付された計 10 個の玉を抽選器から取り出し、取り出した順番を各桁の数字の順位とします。



抽選方法の解説
（一連番号方式）

その順位によって各桁の数字を規則的に組み合わせることで「当選番号」と当選の「順位」が決定されます。次に、「当選番号」以外の一定数（※ 2）を「補欠」とし、補欠の「順位」を決定します。

※ 1 一連番号方式は、公的な機関において広く採用されている抽選方法です。

※ 2 補欠数は、申込区分ごとに原則として当選数と同数とします。

3 抽選結果の発表

抽選終了後、インターネット TOKYO 霊園さんぽ（都立霊園公式サイト）で順次、公開いたします。また都立霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会本社窓口でもご確認いただけます（令和 4 年 9 月下旬まで）。

※電話による抽選結果のお問い合わせは一切お受けしておりません。



TOKYO 霊園さんぽ

4 抽選結果の通知

令和 4 年 9 月 2 日（金）以降、受付番号をお知らせした方全員に抽選の結果〔当選（当選順位）／補欠（補欠順位）／落選〕をインターネット申込みの方にはメールで、郵送申込みの方にはハガキでお知らせします。また、その後当選者（使用予定者）には、翌週までには、簡易書留にて当選墓所や書類審査の日時等をお知らせします。

5 使用許可予定施設の決定

各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に墓所を割り当てます。使用場所の選択や交換、変更はできません。

②補欠の繰り上げ当選

・当選を辞退された方や、書類審査で失格となった方等がいた場合抽選で決定された補欠順位の上位の方から順に、繰上当選とします。

・繰上当選となった方には、書類審査の日時や使用場所を簡易書留で順次お知らせします。

・補欠の繰り上げ状況は令和 4 年 11 月以降、定期的にインターネット（都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』）のほか都立 8 霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会霊園課窓口に掲示します。

・最終繰り上げの時期は、令和 4 年 12 月下旬です。それまでに繰上当選のお知らせが無い場合は落選となります。なお、令和 4 年度の補欠の権利について、次年度以降への繰り越しはありません。

③書類審査 ※申込まれた「施設」により、対面又は郵送による審査となります

■対面による書類審査 【一般埋蔵施設／芝生埋蔵施設／立体埋蔵施設】

申込資格の確認等のため、対面で審査を行います（詳細については、別途お知らせします）。

【期 日】 令和 4 年 9 月 21 日（水）以降、指定する日
※具体的な審査日・審査会場等は、当選された方に別途お知らせします。

【必要書類等】 申込まれた組によって必要書類が異なります。該当の頁を確認してください。
※書類審査会場には、申込者本人がお越しください。健康上の理由等により申込者本人がお越しになれないときは、申請する内容等を説明できる方がお越しください。必要な事項の確認ができないときは、再度お越しいただく場合や、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。

■郵送による書類審査 【合葬埋蔵施設（樹林型樹木型を含む）／多磨霊園みたま堂／一部の一般埋蔵施設】

申込資格の確認等のため、郵送により書類審査を行います（詳細については、別途お知らせします）。

必要書類は、指定する期限内に郵送してください。

※指定された必要書類以外は送付しないでください。

■書類審査の注意事項（対面審査・郵送審査）

- ・使用予定者が、書類審査期間中に審査を受けなかったときは、棄権したものとして取り扱います。
- ・書類審査期間中に必要書類を提出できない場合や提示できない場合は、失格となります。
- ・申込者が死亡した場合、一定の条件を満たしている方は、その立場を引き継いで書類審査を受けることができます。条件を満たしていない方や、書類審査において必要書類を提出できない方は立場を引き継ぐことはできません。
- ・遺骨の状態を示す証明書類（火葬許可証等）、祭祀の主宰者であることを証明する書類（領収書・証明書等）の原本（対面審査時確認し、お返しします）を除きその他提出していただいた書類は返却できません。（責任廃棄）
- ・書類に確認したいこと等あった場合は電話連絡させていただく場合がございます。その際は至急必要書類をご用意いただく等ご対応ください。
- ・郵送後の内容物についてのお問合せにはお答えできません。必ず確認の上ご郵送ください。

書類審査の流れ



新型コロナウイルスの影響によりスケジュール等が変更になる場合があります。最新の情報に関しましては都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」をご覧ください。



TOKYO 霊園さんぽ



④使用申請手続きと使用料及び管理料

書類審査が完了した方は、引続き使用許可申請の手続きを行っていただきます。



■使用料及び管理料の納入

- ・使用許可申請を行った方には、使用料及び管理料（管理料がかからない施設もあります）を納入していただきます。
納入期限までに納入されない場合、墓所の使用を辞退したものとして取り扱います。
- ・納入通知書は、令和 4 年 11 月頃（予定）に発送します。
納入期限までに、納入通知書に記載された金額を指定した金融機関でお支払いください。
※令和 4 年度の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りで計算した額です。
※納入した使用料及び管理料は、お返しできませんのでご注意ください。
ただし、使用許可を受けた日から 3 年以内に許可を受けた施設の返還手続きを完了した場合は、使用料全額のうち半額をお返しいたします。

■管理料について

- ・管理料は、霊園の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として 1 年度分を毎年度 1 回徴収するもので 1㎡当りの単価又は施設（墓所の種類）ごとに料金が定められています。
1㎡未満の端数があるときは 1㎡に切り上げて計算します。必ず毎年お支払いください。
- ・染井霊園立体埋蔵施設、八柱・小平霊園合葬埋蔵施設、多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設、小平霊園樹木型合葬埋蔵施設については、使用料に管理料が含まれているため、年間の管理料はかかりません。

■分納について

- 使用料が 50 万円を超える施設の場合、下記①、②のように 4 回まで分割して支払うことができます。
 - ①使用料が 50 万円を超え、100 万円以内の施設の場合
使用料の内 50 万円を 1 回目に支払い、残額は分割回数に応じて均等に分割して支払うことができます。
 - ②使用料が 100 万円を超える施設の場合
使用料の半額を 1 回目に支払い、残額は分割回数に応じて均等に分割して支払うことができます。
※使用料の分割納入をご希望の方は、書類審査時にご相談ください。後日、分割納入に変更することはできません。
※分割納入を選択した方で、納入期限までに使用料を支払わず滞納した場合は、使用許可を取り消します。

⑤使用許可証の交付（使用開始）

使用許可申請を終了し、使用料及び管理料（上記「管理料について」のとおり）を納入期限までに納入された方に「埋蔵施設使用許可証」※を交付します。使用許可証は使用者の住所へ簡易書留により郵送しますので使用許可申請の際に郵便切手（530 円分または 460 円分／申込施設により異なる。）をお預かりします。

- ※使用許可証交付 令和 4 年 12 月頃（予定）
- ※郵便料金の改定に伴い変更になる場合があります。
- ※長期収蔵施設（みたま堂）は「収蔵施設使用許可証」となります。

使用許可証の交付時に「都立霊園使用の手引き」をお送りします。ご使用にあたっては、よくお読みいただき、正しくご使用ください。

●使用上の注意・制限等【一般墓所施設】

使用許可証の交付後、お墓（埋蔵施設）の工事手続きが可能となります。
墓所（使用許可範囲内）は、使用者ご自身に責任を持って管理していただきます。
皆様ご使用になる霊園の園路、トイレ、水くみ場の清掃等各種施設を維持管理する経費として毎年1回管理料を納めていただきます。



■一般埋蔵施設（多磨霊園／小平霊園／八柱霊園／青山霊園／谷中霊園／染井霊園）

1 整地工事

この施設は再貸付施設であるため、墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては使用者の負担により地固め・根切りなどの整地工事が必要になります。

2 囲障の設置義務

使用する区画を明確にするため、高さ80cm以内の囲障を使用許可日から3年以内に設置すること（使用者の負担）を義務付けています。なお、設置位置等について、詳しくは各霊園にお問い合わせください。

3 墓碑の高さ制限

墓碑を設置する場合は、高さ3m以内、盛土35cm以内とするなどの制限があります。墓碑の設置義務はありませんが設置する場合は使用者の負担となります。なお、カロート（納骨室）は設置されていません。

4 一墓所一墓石一家名

墓碑を設置する場合は、一墓所に一墓石とし、家名を表示する場合は、原則として使用者（名義人）の一家名を刻字していただきます。

5 墓所内の植樹

墓所内に植樹することはできますが、低木の樹種に限られますので各霊園にお問い合わせください。なお、落葉や根、雑草、実生木等により近隣の墓所に迷惑のかからないよう十分な管理が必要です。

6 墓所工事

墓所の工事については、事前に工事施工届の提出が必要です。使用面積に応じた土地の一時使用料がかかります。

詳しくは各霊園にお問い合わせください。

【小区画墓所について】

都立霊園では、多くの方に使用していただくために、3㎡以下の小区画墓所の提供を増やしています。

歴史ある都立霊園では、整然とした良好な霊園環境を守っていきたくと考えておりますので新たな小区画墓所の使用者の方は、周辺の墓所との調和をとりながら小さな区画に適した墓石を、下記の点に配慮して設置していただくようお願いいたします。



(1) 周辺の墓石等とのバランス

- ・墓石の位置、向き、前面の位置等を周辺の墓所と合わせてください。
- ・周囲の墓所に比べて、著しく背の高い等の墓石は避けてください。

(2) 用地の有効利用

- ・一般埋蔵施設は、使用区画を明確にするため、囲障の設置が義務付けられていますが、小区画墓所については囲障と墓石の土台を一体化することや、囲障を簡易な柵に替えることが認められています。
- ・一体型の墓石を設ける際は、その自重に耐える基礎工事が必要です。基礎工事不足が原因とみられる墓石の傾きが発生しています。十分ご注意ください。基礎工事が不十分なために墓石が傾いた場合は、自費での復旧となります。

●使用上の注意・制限等【芝生墓所施設】

使用許可証の交付後、お墓（埋蔵施設）の工事手続きが可能となります。
墓所（使用許可範囲内）は、使用者ご自身に責任を持って管理していただきます。



■芝生埋蔵施設（小平霊園／八王子霊園／八柱霊園）

1 墓碑の設置

墓碑の設置義務はありませんが、設置する場合は使用者の負担となります。

2 墓碑の高さ制限

墓碑を設置する場合は、高さ（カロートふたから60cm以内）、幅及び奥行きなどに制限があります。

3 線香立てについて

線香立てを設置する義務はありませんが、設置する場合は線香を寝かせて使用するものなど、芝生の火災予防にご配慮いただきます。

4 家名の刻字

家名を表示する場合は、原則として使用者（名義人）の一家名を刻字していただきます。

5 墓所内の植樹等

生垣、盛土、仕切り、植樹等は一切できません。また、卒塔婆立てを置いたり、囲障を設置することもできません。

6 墓所工事

墓所内の墓石工事等をする場合は、事前に工事届の提出が必要です。詳しくは、各霊園にお問い合わせください。

●使用者の責務等

都立霊園の使用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「東京都霊園条例」、「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。



お墓の使い方

〈使用者に係わる東京都霊園条例等の主な規定〉

- 1 使用施設を他の者に転貸したり、譲渡することはできません。
- 2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく知事に申請し、その許可を受けなければなりません。なお、承継者は、祖先の祭祀の主宰者でなければなりません。
- 3 埋蔵施設を使用しなくなったときは、ただちに知事に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません（工事費用は使用者の負担となります。）。

- 4 知事は、次に該当するときは、使用許可の取消等の処分を行うことができます。

- (1) 許可を受けた日から3年を経過しても申込遺骨を埋蔵・収蔵しないとき。
※生前申込の埋蔵予定者を除く。
- (2) 使用料を納めないとき。
- (3) 管理料を5年間納めないとき。
- (4) 条例等の規定・命令に違反しているとき。
- (5) 許可に付する条件に違反しているとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

※使用許可の取消の処分を受けた場合、納入した使用料及び管理料はお返しできません。



●昨年度（令和３年度）都立霊園公募受付状況（参考）

倍率は受付数÷募集数で算出し、小数点第２位を四捨五入しています。

1 一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設・長期収蔵施設

霊園名	種 別	組名	面積（㎡）	募集数	受付数	倍率
多磨霊園	一般埋蔵施設	TA01	7.15 ～ 7.80	10	8	0.8
		TA02	5.50 ～ 5.90	20	23	1.2
		TA03	4.35 ～ 4.70	6	4	0.7
		TA04	3.05 ～ 4.00	62	83	1.3
		TA05	2.25 ～ 3.00	76	79	1.0
		TA06	1.75 ～ 2.00	147	300	2.0
小平霊園	一般埋蔵施設	KO01	5.45 ～ 6.00	15	20	1.3
		KO02	4.70 ～ 4.90	10	15	1.5
		KO03	3.20 ～ 4.00	20	63	3.2
		KO04	2.25 ～ 2.80	15	64	4.3
		KO05	1.85 ～ 2.00	40	304	7.6
	芝生埋蔵施設	KS01	4.00	25	89	3.6
八王子霊園	芝生埋蔵施設	HA01	4.00	95	270	2.8
八柱霊園	一般埋蔵施設	YH01	5.50 ～ 5.90	25	53	2.1
		YH02	4.30 ～ 4.95	40	85	2.1
		YH03	3.05 ～ 4.00	69	129	1.9
		YH04	2.05 ～ 2.90	72	197	2.7
		YH05	1.75 ～ 2.00	109	326	3.0
	芝生埋蔵施設	YS01	4.00	30	201	6.7
青山霊園	一般埋蔵施設	AO01	3.05 ～ 4.00	32	335	10.5
		AO02	1.55 ～ 2.00	24	411	17.1
谷中霊園	一般埋蔵施設	YA01	3.10 ～ 3.95	18	84	4.7
		YA02	1.60 ～ 1.70	49	431	8.8
染井霊園	一般埋蔵施設	SO01	1.50 ～ 1.80	44	303	6.9
	立体埋蔵施設	SR01		30	215	7.2
多磨霊園みたま堂	長期収蔵施設	MI01	6 体用	5	92	18.4
		MI02	4 体用	35	530	15.1
		MI03	2 体用	11	253	23.0
計				1,134	4,967	4.4

2 合葬埋蔵施設

2-1 八柱霊園

霊 園 名	種 別	組名	種 別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
八柱霊園	遺骨申込区分	GA01	一定期間後共同埋蔵（１体）	92	69	0.8
		GA02	一定期間後共同埋蔵（２体）	52	38	0.7
		GA03	直 接 共 同 埋 蔵（１体）	158	116	0.7
		GA04	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	76	50	0.7
	遺骨・生前 申込区分	GA05	一定期間後共同埋蔵（２体）	202	134	0.7
		GA06	一定期間後共同埋蔵（３体）	135	90	0.7
		GA07	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	178	126	0.7
		GA08	直 接 共 同 埋 蔵（３体）	141	105	0.7
	生前申込区分	GA09	一定期間後共同埋蔵（１体）	72	32	0.4
		GA10	一定期間後共同埋蔵（２体）	232	98	0.4
		GA11	一定期間後共同埋蔵（３体）	69	27	0.4
		GA12	直 接 共 同 埋 蔵（１体）	172	117	0.7
		GA13	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	268	172	0.6
		GA14	直 接 共 同 埋 蔵（３体）	153	99	0.6

2-2 小平霊園

霊 園 名	種 別	組名	種 別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	GA15	一定期間後共同埋蔵（１体）	70	164	2.3
		GA16	一定期間後共同埋蔵（２体）	46	108	2.3
		GA17	直 接 共 同 埋 蔵（１体）	44	107	2.4
		GA18	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	32	76	2.4
	遺骨・生前 申込区分	GA19	一定期間後共同埋蔵（２体）	118	1,064	9.0
		GA20	一定期間後共同埋蔵（３体）	84	759	9.0
		GA21	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	18	146	8.1
		GA22	直 接 共 同 埋 蔵（３体）	30	207	6.9
	生前申込区分	GA23	一定期間後共同埋蔵（１体）	37	706	19.1
		GA24	一定期間後共同埋蔵（２体）	182	3,722	20.5
		GA25	一定期間後共同埋蔵（３体）	63	1,257	20.0
		GA26	直 接 共 同 埋 蔵（１体）	20	524	26.2
		GA27	直 接 共 同 埋 蔵（２体）	38	1,064	28.0
		GA28	直 接 共 同 埋 蔵（３体）	18	501	27.8
計				2,800	11,678	4.2

3 樹林型合葬埋蔵施設

霊 園 名	種 別	組名	種 別	募集数 (体)	受付数 (体)	倍率
多磨霊園	遺骨申込区分	JU01	遺 骨 (1 体)	47	105	2.2
		JU02	遺 骨 (2 体)	48	104	2.2
		JU03	粉状遺骨 (1 体)	38	41	1.1
		JU04	粉状遺骨 (2 体)	42	44	1.0
	遺骨・生前 申込区分	JU05	遺 骨 (2 体)	240	652	2.7
		JU06	粉状遺骨 (2 体)	200	178	0.9
	生前申込区分	JU07	遺 骨 (1 体)	179	841	4.7
		JU08	遺 骨 (2 体)	696	3,280	4.7
		JU09	粉状遺骨 (1 体)	164	286	1.7
		JU10	粉状遺骨 (2 体)	566	982	1.7
計				2,220	6,513	2.9

4 樹木型合葬埋蔵施設

霊 園 名	種 別	組名	種 別	募集数 (体)	受付数 (体)	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	JM01	遺骨 (1 体)	222	338	1.5
		JM02	遺骨 (2 体)	78	120	1.5
計				300	458	1.5

＊抽選倍率が１．０以下の場合は、申込んだ方全員が当選となりますが、その後、書類審査を受けていただき、審査に通った方が使用者となります。

⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

⚠️ 改葬骨での申込みはできません。

⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）※胎児の遺骨で申込みの場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16頁
遺骨は？ ① 改葬骨でない遺骨（一度も埋蔵・収蔵したことのない遺骨）をお持ちの方 - 自宅に安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 - 寺院等に仮安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨等を除く。） ※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取り扱いはできません。 13頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 - 葬儀の喪主を務めた方 - 法事の施主を務めた方 - 死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13頁 15頁 16頁
注意事項 - 令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所の使用者（名義人）は、申込みはできません。 - 当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 - 胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込みの場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証に続柄が記載されている場合は、必要ありません。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：923,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
TA01組	5	7.20～7.95	6,645,600～7,337,850	5,840
TA02組	20	5.50～6.00	5,076,500～5,538,000	4,380
TA03組	5	4.20～4.90	3,876,600～4,522,700	3,650
TA04組	60	3.45～4.00	3,184,350～3,692,000	2,920
TA05組	60	2.25～2.95	2,076,750～2,722,850	2,190
TA06組	136	1.80～2.00	1,661,400～1,846,000	1,460

小平霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：876,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
KO01組	10	5.55～5.95	4,861,800～5,212,200	4,380
KO02組	8	4.65～5.00	4,073,400～4,380,000	3,650
KO03組	25	3.55～3.95	3,109,800～3,460,200	2,920
KO04組	10	2.50～2.90	2,190,000～2,540,400	2,190
KO05組	40	1.80～2.00	1,576,800～1,752,000	1,460

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行きの比率が1対2.5を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 改葬骨での申込みはできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16 頁
遺骨は？ ① 改葬骨でない遺骨（一度も埋蔵・収蔵したことのない遺骨）をお持ちの方 - 自宅に安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 - 寺院等に仮安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨等を除く。） ※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取り扱いはできません。 13 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 - 葬儀の喪主を務めた方 - 法事の施主を務めた方 - 死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
注意事項 - 令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所の使用者（名義人）は、申込みはできません。 - 当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 - 胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証に続柄が記載されている場合は、必要ありません。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

小平霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：893,000 円 管理料㎡単価：920 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
KS01 組	15	4.00	3,572,000	3,680

八王子霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：308,000 円 管理料㎡単価：920 円

組 名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
HA01 組	110	4.00	1,232,000	3,680

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。
使用場所の選択はできません。

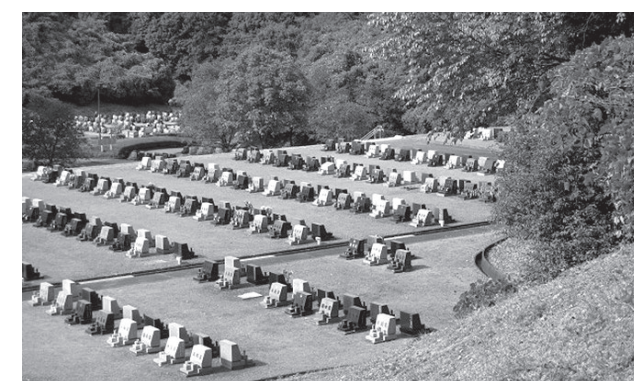
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。

※カロート（納骨室）は交換されますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺が6個収納できる広さがあります。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



小平霊園（芝生埋蔵施設）



八王子霊園（芝生埋蔵施設）

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内又は松戸市に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12頁
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16頁
遺骨は？	現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 13頁 14頁
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13頁 15頁 16頁
注意事項	- 令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。 - 当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 - 胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：201,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YH01組	30	5.60～6.00	1,125,600～1,206,000	4,380
YH02組	40	4.40～5.00	884,400～1,005,000	3,650
YH03組	70	3.25～4.00	653,250～804,000	2,920
YH04組	75	2.05～3.00	412,050～603,000	2,190
YH05組	104	1.75～2.00	351,750～402,000	1,460

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行きの比率が1対2.5を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



正門前広場



旧給水塔と桜



一般墓所



一般墓所

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内又は松戸市に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 13頁 14頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13頁 15頁 16頁

- 注意事項
- 令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。
 - 当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。
 - 胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

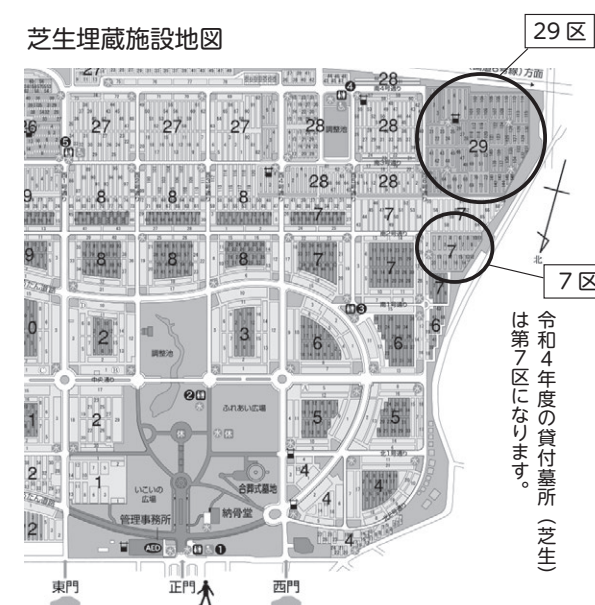
八柱霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：218,000円 管理料㎡単価：920円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YS01組	33	4.00	872,000	3,680

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。
使用場所の選択はできません。

- ※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
- ※カロート（納骨室）は交換されますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺が6個収納できる広さがあります。
- ※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



芝生埋蔵施設（第7区）

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 13頁 14頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13頁 15頁 16頁
注意事項	・令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。 ・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 ・胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

青山霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：2,893,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
AO01組	30	3.10～3.40	8,968,300～9,836,200	2,920
AO02組	25	1.60～2.00	4,628,800～5,786,000	1,460

谷中霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,809,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YA01組	20	3.55～3.90	6,421,950～7,055,100	2,920
YA02組	46	1.50～1.80	2,713,500～3,256,200	1,460

染井霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,683,000円 管理料㎡単価：730円

組名	募集数	区画面積（㎡）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
SO01組	80	1.50～2.00	2,524,500～3,366,000	1,460

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。再貸付のため、大きな墓所を区画割りしており、間口と奥行き比率が1対2.5を超える縦長の墓所を含む場合があります。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。



青山霊園の雪景色



谷中霊園のソメイヨシノ

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 13 頁 14 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
注意事項 ・令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。 ・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 ・胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園みたま堂（長期収蔵施設）

組 名	募集数	使用料(貸付時のみ)(円)		管理料(年1回)(円)	備 考
MI01 組	2	6 体用	215,000	5,170	・納骨堂(ロッカー形式の墓所) ・使用期間 30 年 (更新可能、更新時に使用料が必要)
MI02 組	45	4 体用	172,000	4,140	
MI03 組	15	2 体用	129,000	3,100	

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。
使用場所の選択はできません。

※上記施設は、再貸付施設（前使用者が使用した後、返還された施設）です。

※今回お申込みをされるご遺骨は1体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

● 注意事項 ●

使用期間について

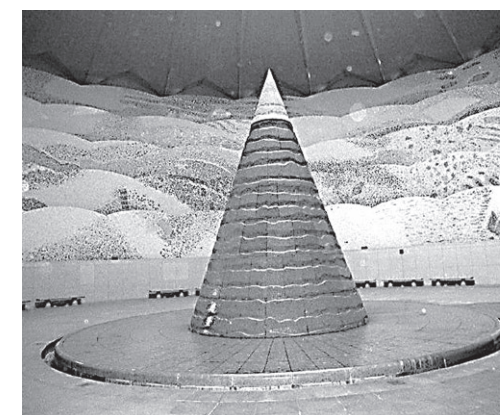
みたま堂の使用期間は使用許可日から30年間です。満了後遺骨を引き取っていただきます。但し更新可能です。その場合、使用期間満了日の前日までに更新手続きをし、あらためて使用料が必要となります。

・ 長期収蔵施設とは

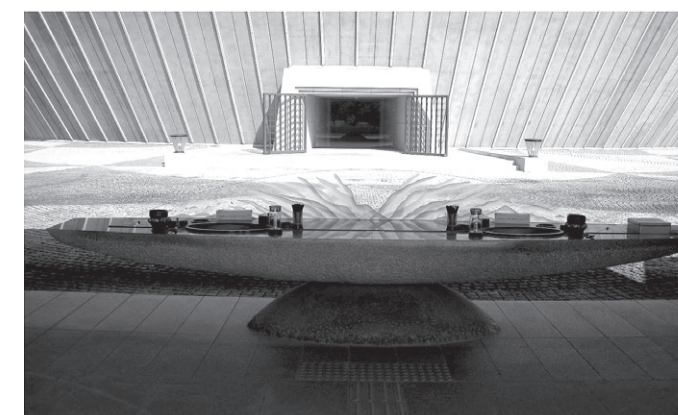
詳細 5 頁



みたま堂



霊堂ホール（堂内）



献花台

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して5年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（5年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨との関係は？ 申込遺骨から見て、親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）である方	戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの） ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記の「注意事項」をご覧ください。 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか1つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 13 頁 14 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか1つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
注意事項	・令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。 ・当選された場合、書類審査時に申込者の実印・印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）が必要です。 ・胎児（妊娠4ヶ月（12週）以上）の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

染井霊園（立体埋蔵施設）

組 名	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	備 考
SR01 組	40	628,000	・3体まで埋蔵できます。

- ※使用場所の選択はできません。
- ※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
- ※現在守っている遺骨が複数ある方は、いずれか1体を申込遺骨として申込みください。（使用者になられた後に、他のご遺骨も埋蔵できます。）

・立体埋蔵施設とは **詳細 6 頁**



ソメイヨシノ



夕暮れ前



立体埋蔵施設



外人墓地

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇒ 44 頁へ 生前申込の方⇒ 48 頁へ

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和 4 年 7 月 4 日）において、都内又は松戸市に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨 2 体の関係は？ 2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか 1 つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
埋蔵方法は？ 〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- 注意事項
- ・令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込み場合は、施設返還の必要はありません。
 - ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA01 組	1 体用	144	125,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
GA02 組	2 体用		250,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 （遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。）

直接共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA03 組	1 体用	234	51,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
GA04 組	2 体用		102,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 （遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。）

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設



献花台

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇒ 46 頁へ 生前申込の方⇒ 50 頁へ

申込資格	証明書類 (原本に限る)
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和 4 年 7 月 4 日）において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨 2 体の関係は？ 2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか 1 つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁

埋蔵方法は？ 〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。
---	-----------------------------

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- ・令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込み場合は、施設返還の必要はありません。
- ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



…ご遺骨

小平霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA15 組	1 体用	116	63,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
GA16 組	2 体用		126,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 (遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。) +

直接共同埋蔵 (遺骨申込区分) ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
GA17 組	1 体用	76	56,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
GA18 組	2 体用		112,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 (遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。) +

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

※一定期間後共同埋蔵の組は 1 号基、直接共同埋蔵の組は 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設 (1 号基・2 号基)



中央参道オオシマザクラ

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇒ 40 頁へ 生前申込の方⇒ 48 頁へ

申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？ 申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3 体用の場合）が、申込期間満了日（令和 4 年 7 月 4 日）において、都内又は松戸市に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 12 頁
遺骨・埋蔵予定者との関係は？ 2 体用 遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁 3 体用 遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照） ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
埋蔵方法は？ 〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。 〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。	

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- 令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA05 組	2 体用	337	250,000	2 体用 申込者＋遺骨 1 体
GA06 組	3 体用		375,000	3 体用 ① 申込者＋遺骨 2 体 ② 申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA07 組	2 体用	319	102,000	2 体用 申込者＋遺骨 1 体
GA08 組	3 体用		153,000	3 体用 ① 申込者＋遺骨 2 体 ② 申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



合葬埋蔵施設



献花台

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

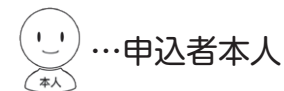
遺骨申込の方⇒ 42 頁へ 生前申込の方⇒ 50 頁へ

申込資格	証明書類（原本に限る）
申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3 体用の場合）が、申込期間満了日（令和 4 年 7 月 4 日）において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 12 頁
2 体用 遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本 16 頁
3 体用 遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	
現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- ・令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者



…ご遺骨

小平霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ） （円）	申込遺骨について
GA19 組	2 体用	202	126,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体  + 
GA20 組	3 体用		189,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体  +  +   +  + 

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ） （円）	申込遺骨について
GA21 組	2 体用	48	112,000	2 体用 申込者 + 遺骨 1 体  + 
GA22 組	3 体用		168,000	3 体用 ① 申込者 + 遺骨 2 体 ② 申込者 + 埋蔵予定者 + 遺骨 1 体  +  +   +  + 

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

※一定期間後共同埋蔵の組は 1 号基、直接共同埋蔵の組は 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



献花台（1 号基）



献花台（2 号基）

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇒ 40 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 44 頁へ

申込資格	証明書類（原本に限る）
申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用、3 体用の場合）全員が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内又は松戸市に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 12 頁

お住まいは？

埋蔵予定者との関係は？

申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本（上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要） 16 頁
--	--

埋蔵方法は？

〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。
---	-------------------------------------

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- 令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込み場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者



…存命の埋蔵予定者

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA09 組	1 体用	373	125,000	1 体用 申込者ご自身
GA10 組	2 体用		250,000	2 体用 申込者+埋蔵予定者 1 名 +
GA11 組	3 体用		375,000	3 体用 申込者+埋蔵予定者 2 名 + +

直接共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA12 組	1 体用	593	51,000	1 体用 申込者ご自身
GA13 組	2 体用		102,000	2 体用 申込者+埋蔵予定者 1 名 +
GA14 組	3 体用		153,000	3 体用 申込者+埋蔵予定者 2 名 + +

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは

詳細 7 頁



合葬埋蔵施設の雪景色



正面前広場の雪景色



所長による代表献花

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇒ 42 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 46 頁へ

申込資格	証明書類（原本に限る）
申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用、3 体用の場合）全員が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。） 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 12 頁

お住まいは？

埋蔵予定者との関係は？

申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本（上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要） 16 頁
---	---

埋蔵方法は？

〈一定期間後共同埋蔵〉 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	〈直接共同埋蔵〉 納骨後速やかに共同埋蔵します。
---	-------------------------------------

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- 令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込み場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。



…申込者本人



…存命の埋蔵予定者



…存命の埋蔵予定者

小平霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA23 組	1 体用	282	63,000	1 体用 申込者ご自身
GA24 組	2 体用		126,000	2 体用 申込者+埋蔵予定者 1 名 +
GA25 組	3 体用		189,000	3 体用 申込者+埋蔵予定者 2 名 + +

直接共同埋蔵（生前申込区分） ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA26 組	1 体用	76	56,000	1 体用 申込者ご自身
GA27 組	2 体用		112,000	2 体用 申込者+埋蔵予定者 1 名 +
GA28 組	3 体用		168,000	3 体用 申込者+埋蔵予定者 2 名 + +

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

※一定期間後共同埋蔵の組は 1 号基、直接共同埋蔵の組は 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは

詳細 7 頁



合葬埋蔵施設



地下カロート



⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇒ 54 頁へ 生前申込の方⇒ 56 頁へ

申込資格	証明書類 (原本に限る)
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日 (令和 4 年 7 月 4 日) において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票 (3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。) 12 頁
遺骨 2 体の関係は？ 2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 (例) ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵 (葬)・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証 (自治体により名称が異なる場合があります。) ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵 (葬) 証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか 1 つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書 (宛名が申込者) 又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
納骨時の遺骨の状態は？ 〈遺骨〉 火葬された遺骨。 (納骨時に共同埋蔵します。) 〈粉状遺骨〉 火葬された遺骨を粉状にしたもの。 (納骨時に共同埋蔵します。)	共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- ・令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型及び樹木型含む) を申込み場合は、施設返還の必要はありません。
- ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)



…ご遺骨



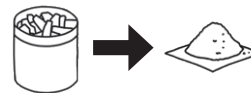
…粉状のご遺骨

遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU01 組	1 体用	95	86,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
JU02 組	2 体用		172,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 (遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。)

粉状遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にさせていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。



組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU03 組	1 体用	80	28,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 納骨時に粉状遺骨であること。
JU04 組	2 体用		56,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 (遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。) いずれも納骨時に粉状遺骨であること。

※樹林型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・樹林型合葬埋蔵施設とは

詳細 8 頁

- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓を必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇒ 52 頁へ 生前申込の方⇒ 56 頁へ

	申込資格	証明書類 (原本に限る)
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日 (令和 4 年 7 月 4 日) において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票 (3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。) 12 頁
遺骨との関係は？	遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？	現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵 (葬)・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証 (自治体により名称が異なる場合があります。) ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵 (葬) 証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
納骨時の遺骨の状態は？	〈遺骨〉 火葬された遺骨。 (納骨時に共同埋蔵します。)  〈粉状遺骨〉 火葬された遺骨を粉状にしたもの。 (納骨時に共同埋蔵します。) 	

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。

- 令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型及び樹木型含む) を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

…申込者本人 …ご遺骨 …粉状のご遺骨

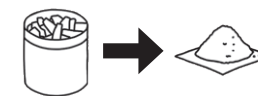
多磨霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)

遺骨 (遺骨・生前申込区分) ※遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU05 組	2 体用	240	172,000	申込者 + 遺骨 1 体  + 

粉状遺骨 (遺骨・生前申込区分) ※遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にさせていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。



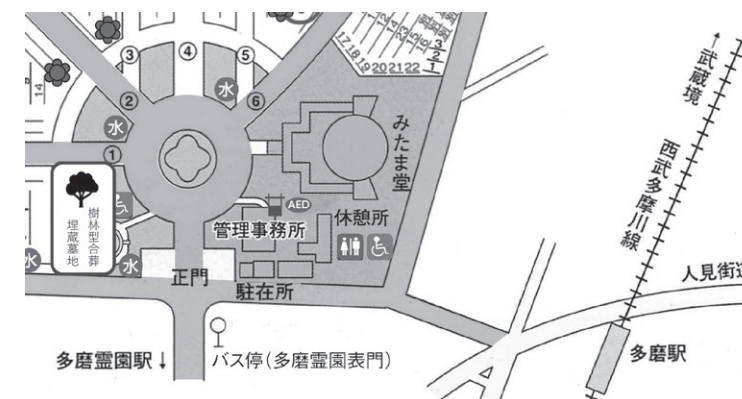
組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU06 組	2 体用	200	56,000	申込者 + 遺骨 1 体 (いずれも納骨時に粉状遺骨であること。)  + 

※樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・樹林型合葬埋蔵施設とは

詳細 8 頁



樹林型合葬埋蔵施設 (2 号基)

- ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。
- ⚠ 申込者は必ず埋蔵予定者になります。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇒ 52 頁へ 遺骨・生前申込の方⇒ 54 頁へ

申込資格	証明書類 (原本に限る)
お住まいは？ 申込者本人及び存命の埋蔵予定者 (2 体用の場合) 全員が、申込期間満了日 (令和 4 年 7 月 4 日) において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票 (3 年の間に都内で転居している場合は、12 頁をご確認ください。) ⇒ 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 12 頁
埋蔵予定者との関係は？ 申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9 頁	戸籍謄本 (上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要) 16 頁
納骨時の遺骨の状態は？ 〈遺骨〉 火葬された遺骨。 (納骨時に共同埋蔵します。)	〈粉状遺骨〉 火葬された遺骨を粉状にしたもの。 (納骨時に共同埋蔵します。)
共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して、合わせ葬ることです。	
注意事項 ・ 令和 4 年 7 月 4 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所 (「現使用墓所」という) の使用者 (名義人) は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用 (名義人) が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設 (樹林型及び樹木型含む) を申込み場合は、施設返還の必要はありません。 ・ 当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書 (令和 4 年 7 月 4 日以降発行のもの) 等が必要です。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

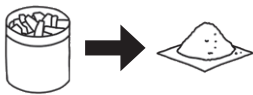
多磨霊園 (樹林型合葬埋蔵施設)  …申込者本人  …存命の埋蔵予定者

遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU07 組	1 体用	875	86,000	1 体用 申込者ご自身 
JU08 組	2 体用		172,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名  + 

粉状遺骨 (生前申込区分) ⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にさせていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。



組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JU09 組	1 体用	730	28,000	1 体用 申込者ご自身 (納骨時に粉状遺骨であること。) 
JU10 組	2 体用		56,000	2 体用 申込者 + 埋蔵予定者 1 名 (いずれも納骨時に粉状遺骨であること。)  + 

- ※ 樹林型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。
- ※ 樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
- ※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・ 樹林型合葬埋蔵施設とは 詳細 8 頁

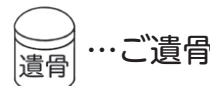
- ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
- ⚠️ 生前での申込みはできません。
- ⚠️ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

申込資格	証明書類 (原本に限る)
お住まいは？ 申込者本人が、申込期間満了日（令和4年7月4日）において、都内に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	本籍記載の住民票（3年の間に都内で転居している場合は、12頁をご確認ください。） 12 頁
遺骨 2 体の関係は？ 2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること	戸籍謄本 16 頁
遺骨は？ 現在守っている遺骨がある方 〔例〕 ・自宅に安置している方 ・都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ・公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。） ② 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 ③ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 ④ 死亡事項記載の戸籍謄本 13 頁 14 頁 16 頁
祭祀の主宰者ですか？ 申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか 1 つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状 ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書 ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本 ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証 13 頁 15 頁 16 頁
埋蔵方法は？	遺骨を納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで「個別に」埋蔵します。
注意事項	・令和4年7月4日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から180日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。 ・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和4年7月4日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

小平霊園 (樹木型合葬埋蔵施設)



遺骨 (遺骨申込区分) ⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組 名	申込体数	募集数	使用料 (貸付時のみ) (円)	申込遺骨について
JM01 組	1 体用	300	191,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。
JM02 組	2 体用		382,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 (遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。) +

※樹木型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて調整します。

※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・樹林型合葬埋蔵施設とは 詳細 8 頁

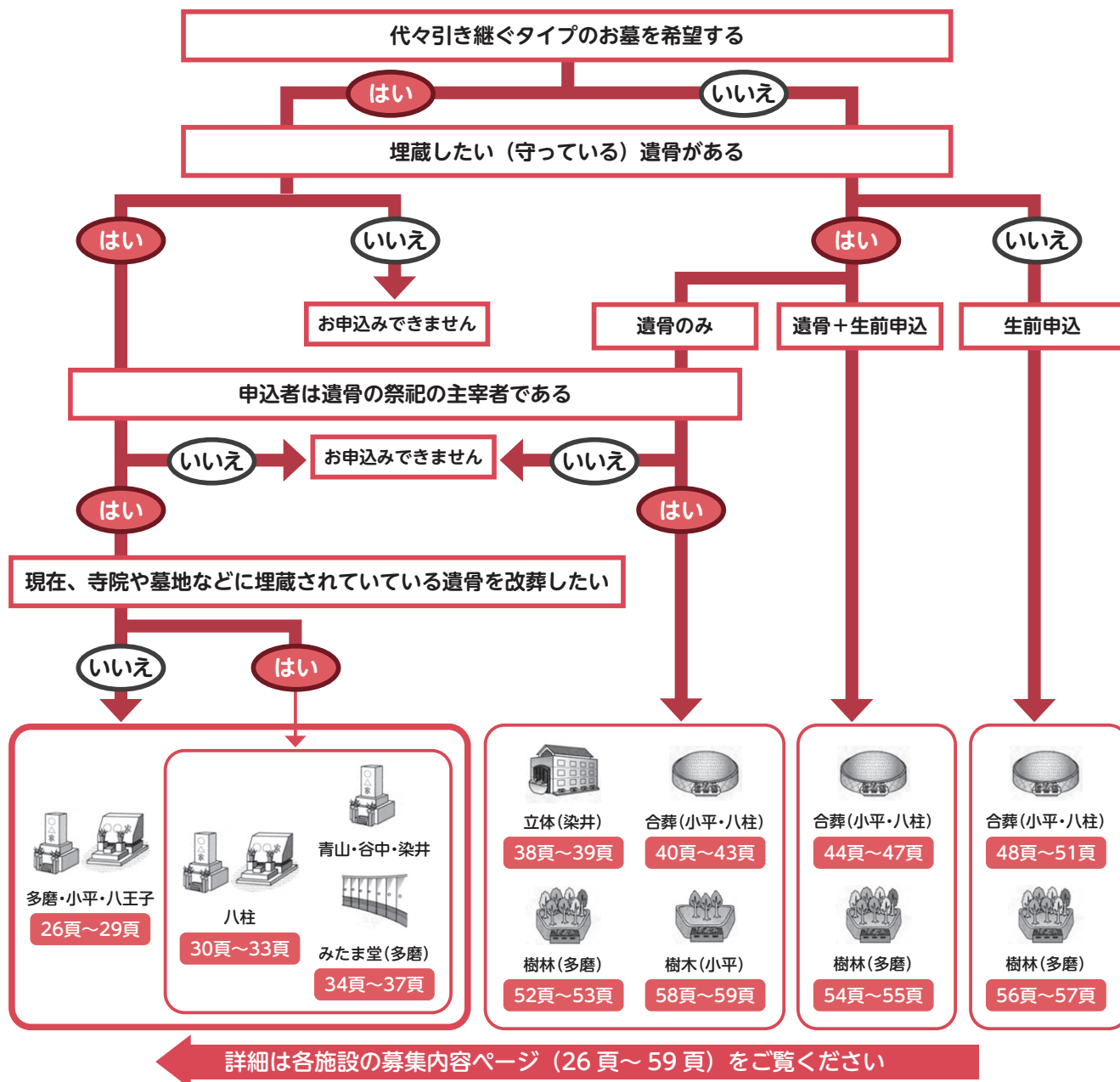


樹木型合葬埋蔵施設



献花式

●フローチャート（参考）



●Q & A コーナー（参考）



遺骨が手元に2つあり、一般墓所を考えています。

- ①それぞれの遺骨で2か所申し込むことはできますか？
- ②どちらの遺骨で申し込むべきですか？
- ③申込遺骨にしなかった方の遺骨は埋葬できないのですか？

- ①一般墓所のお申込みは遺骨が複数あっても1世帯1か所限りです。
- ②お申込み条件：『申込者は遺骨の「祭祀の主宰者」であること』を考慮してお選びください。10 頁に詳細な説明がございます。
- ③申込遺骨を納骨した後に別の遺骨を納骨することは可能です。



一般埋蔵施設は各組の中で場所の指定はできますか？

できません。
各組の当選順位により面積の大きい順に墓所を割り当てられます。
使用場所の指定や交換、変更はできません。





生前申込ができるお墓はどのようなタイプがありますか？

今年度、生前申込ができるお墓は次の通りです。
【小平霊園】合葬埋蔵施設【多磨霊園】樹林型合葬埋蔵施設
【八柱霊園】合葬埋蔵施設



生前申込の場合でも3年以内に納骨する必要があるのですか？

生前申込には納骨の期限はございません。
お亡くなりになられたら滞りなく納骨できるようにご親族等にご案内ください。



立体埋蔵施設と合葬埋蔵施設の違いは何ですか？

6～7 頁に詳細な説明がございます。



樹林型と樹木型の違いは何ですか？

8 頁に詳細な説明がございます。



小平霊園樹林型の募集はありますか？

小平霊園樹林型の募集は令和2年度で終了しております。
小平霊園の合葬埋蔵施設、または多磨霊園の樹林型合葬埋蔵施設もご検討ください。



使用料は分割納入できますか？

使用料が50万円を超える施設の場合、最大4回までの分割を承ることが出来ます。
21 頁に詳細な説明がございます。



外国人ですが申し込みはできますか？

外国人であっても資格要件を満たすことができればお申込みいただけます。ただし、親族関係等を「外国人登録原票」にて証明していただく必要があるため書類審査までに提出可能かご確認ください。
13 頁に詳細な説明がございます。



都立霊園の所在地及び交通機関のご案内

多磨霊園 Tel: 042-365-2079



- 〒183-0002 府中市多磨町4-628
- ・JR中央線「武蔵境」駅乗換え 西武多摩川線「多磨」駅下車 徒歩約7分
 - ・京王線「多磨霊園」駅より京王バスで「多磨霊園表門」下車 徒歩約2分

青山霊園 Tel: 03-3401-3652



- 〒107-0062 港区南青山2-32-2
- ・東京メトロ銀座線「外苑前」駅下車 徒歩約8分
 - ・東京メトロ千代田線「乃木坂」駅下車 徒歩約12分
 - ・都営地下鉄大江戸線、東京メトロ銀座線・半蔵門線「青山一丁目」駅下車 徒歩約9分

小平霊園 Tel: 042-341-0050



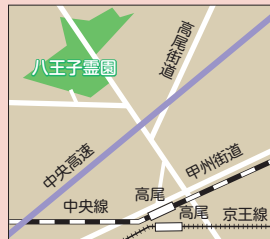
- 〒189-0012 東村山市萩山町1-16-1
- ・西武新宿線「小平」駅下車 徒歩約5分
 - ・西武新宿線「萩山」駅下車 徒歩約13分

谷中霊園 Tel: 03-3821-4456



- 〒110-0001 台東区谷中7-5-24
- ・JR各線、京成線、日暮里・舎人ライナー「日暮里」駅下車 徒歩約5分
 - ・東京メトロ千代田線「千駄木」駅下車 徒歩約10分

八王子霊園 Tel: 042-663-1533



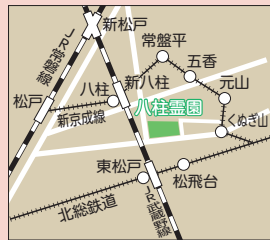
- 〒193-0826 八王子市元八王子町3-2536
- ・JR中央線、京王線「高尾」駅北口より 西東京バスで「霊園正門」下車 徒歩約1分

染井霊園 Tel: 03-3918-3502



- 〒170-0003 豊島区駒込5-5-1
- ・JR山手線、都営地下鉄三田線「巣鴨」駅下車 徒歩約10分
 - ・JR山手線、東京メトロ南北線「駒込」駅下車 徒歩約12分

八柱霊園 Tel: 047-387-2181



- 〒270-2255 千葉県松戸市田中新田48-2
- ・JR常磐線「松戸」駅乗換え新京成線「八柱」駅 又はJR武蔵野線「新八柱」駅下車徒歩約20分もしくは 駅前より新京成バスで「八柱霊園前」下車 徒歩約5分
 - ・北総鉄道「松飛台」駅下車 徒歩約25分 (松飛台門(「松飛台駅入口」掲示の信号機)まで徒歩約5分)

ホームページ
TOKYO 霊園さんぽ(都立霊園公式サイト)
<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>
※応募に関する問い合わせは、チャットボット
をご利用ください。



指定管理者
公益財団法人東京都公園協会
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1
東京都健康プラザ「ハイジア」10階
Tel: 03-3232-3151

公益財団法人東京都公園協会は、平成18年4月より東京都の指定管理者として、都立霊園の募集業務を行っております。上記募集専用番号設置期間以外の都立霊園募集に関するお問い合わせ、ご質問等は、左記の霊園課電話番号までご連絡ください。なお、都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は石材店等とは一切関係ありません。この「申込みのしおり」は、令和4年度の募集から抽選、書類審査、使用開始(使用許可証の交付)までをご案内していますので、申込み後も大切に保管してください。

募集専用番号 Tel: 0570-783-802

●受付時間 9:00~17:00(令和4年7月4日まで)



この「申込みのしおり」は、令和4年度の募集から抽選、書類審査、使用開始(使用許可証の交付)までをご案内していますので、**申込み後も大切に保管してください。**